

平成24年5月31日

於：三田共用会議所3階「大会議室」

水産政策審議会 第57回資源管理分科会議事録

水 産 庁

水産政策審議会第57回資源管理分科会

1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成24年 5月31日 13時00分

閉会 平成24年 5月31日 14時19分

2 出席した委員の氏名（敬称略）

委員 奥村 保之 梶 克之 佐藤 信幸 鈴木 徳穂

長屋 信博 東村 玲子 山川 卓 山下 東子

山根 香織

特別委員 風無 成一 高橋 健二 能登 博之 野村 俊郎

濱田 武士 宮島 英雄 八木田和浩 柳谷 法司

米田 清

3 水産庁側出席者

香川資源管理部審議官

丹羽管理課長

長谷漁業調整課長

内海漁場資源課長

熊谷資源管理推進室長

4 議 事

別紙のとおり

目 次

1. 開	会	1
2. 議	事	1
(諮問事項)			
諮問第 218 号	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条		
	第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について	2
諮問第 219 号	指定漁業の許可及び取締り等に関する省令		
	及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令		
	の一部を改正する省令について	1 4
(報告事項)			
第 1 種	特定海洋生物資源の採捕数量について	1 8
(そ の 他)		2 2
3. 閉	会	2 3

○丹羽管理課長 それでは、予定の時間が参りましたので、ただいまから第 57 回「資源管理分科会」を開催させていただきたいと思ひます。

私は水産庁管理課長の丹羽と申します。よろしくお願ひいたします。

まず、委員の出席状況について御報告をいたします。

水産政策審議会令第 8 条第 1 項の規定により、審議会の定足数は過半数とされております。現在、資源管理分科会委員 10 名中 7 名の方が出席されており、定足数を満たしておりますので、本日の資源管理分科会は成立しております。

なお、2 名の委員の方がまだ見えられていないようでございますが、追って来られると思ひます。

続きまして、配付しております資料の確認をさせていただきたいと思ひます。封筒の中に、順番は事務局の方で資料一覧に基づいて配付をさせていただいております。

まず、一番上のところに議事次第。

それから、今、言いました資料一覧。

次が資料 1 として委員の名簿。

資料 2、これは諮問第 218 号の諮問文。

それから、横紙になりますが、資料 2-1、2-2、2-3、2-4、縦紙で資料 2-5。

続きまして、参考資料 1。

資料 3 ということで、諮問第 219 号というものがございます。

それから、資料 4 ということで、会議の途中でも、ふぞろいの場合には御連絡をいただきたいと思ひます。

それでは、山川分科会長に司会の方をよろしくお願ひいたします。

○山川分科会長 本日はお忙しい中をお集まりくださいまして、ありがとうございます。

では、早速ですけれども、議事に移らせていただきます。

本日は諮問事項が 2 件、報告事項が 1 件でございます。よろしくお願ひいたします。

なお、本日審議いたします諮問事項につきましては、水産政策審議会令第 5 条第 6 項の規定に基づきまして、資源管理分科会の議決をもって審議会の議決となります。よろしくお願ひいたします。

では、早速ですけれども、諮問事項に入ります。「諮問第 218 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について」というこ

とで、事務局から資料の説明をお願いしたいと思いますけれども、これにつきましては平成 23 年漁期と平成 24 年漁期の期中改定、それに加えて 24 年漁期の新規 TAC 設定といった諮問内容がございます。それぞれ分けて順番に説明をいただいて、委員の皆様にご意見をいただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

なお、その後に前回御議論いただきましたスケトウダラの太平洋系群の先行利用について、その後の検討状況を事務局から説明してもらうこととなります。よろしくお願いたします。

では、最初に平成 23 年漁期のサバの期中改定について、事務局からよろしくお願いたします。

○丹羽管理課長 それでは、御説明させていただきます。

資料 2 をごらんいただきたいと思っております。資料 2 が今回の諮問内容でございますので朗読をさせていただきますと思っておりますが、本日、鹿野農水大臣が海外出張中のために、臨時代理の国务大臣が発令されております。その点を御了解いただきたいと思っております。

それでは、朗読させていただきます。

24 水管第 619 号

平成 24 年 5 月 31 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣臨時代理

国务大臣 前田 武志

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について（諮問第 218 号）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 77 号）第 3 条第 7 項の規定に基づき、海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画（平成 23 年 11 月 25 日公表。以下「基本計画」という。）に、別紙の変更にかかる検討を加えたいので、同条第 8 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

また、審議の結果、別紙のとおり基本計画を変更する必要がある旨の意見が得られた場合には、同条第 7 項の規定に基づき、基本計画を変更することとしたいので、同条第 9 項において準用する同条第 4 項の規定に基づき、併せて貴審議会の意見を求める。

そういうことをごさいますして、別紙の方に改正案が記載されておりますけれども、これにつきましてはこの後御説明いたしますので、省略をさせていただきたいと存じます。

それでは、先ほど分科会長からもございましたように、まず今回の変更等の中でマサバ等についての御説明を行いたいと思います。

資料2-1、横長の「平成23年及び平成24年漁獲可能量の配分総括表（案）」をごらんいただきたいと思います。

今回の諮問は、この表の黄色くマークしている部分が対象でございます。まず、上から5番目でございますが、23年漁期のサバ類の改定、24年漁期の根室海峡のスケトウダラのTACの改定、これが2番目のスケトウダラの右側の24年のところに当たります。2つ目としまして、サンマ、サバ類、ズワイガニの3魚種の新たな24年漁期のTACの設定ということでございまして、これが右側の「平成24年」と書いてあるところのサンマ、マサバ・ゴマサバ、ズワイガニに該当するものでございます。

それでは、まず1点目の23年漁期のサバのTACの期中改定について御説明したいと思います。

資料2-2の3ページ、縦長になりますが、グラフがついているところでございますけれども、そこをごらんいただきたいと思います。

23年漁期のサバ類のTACの改定につきましては、浮魚資源の漁場形成の偏りが生じた場合に不足する都道府県等への追加配分を行うということがその内容でございます。3ページのグラフを見ていただければわかりますように、23年漁期の漁獲量につきましては赤の部分に当たるということでございまして、三重県と宮崎県のサバの来遊状況が良好であり、漁期末までの採捕数量見込みが現在の配分数量から若干増加する見込みであるということから、不足する分をそれぞれ追加配分するというところでございます。

2ページに、ちょっと裏向きになっておりますけれども、都道府県ごとの配分の量を書いてございますが、黄色くマークしているところが該当するところでございまして、三重県については1,000トン、宮崎県については6,000トンを追加するというところでございます。

今の資料2-2の1ページをごらんいただきたいと思います。ここも黄色くマークしてございますが、今、御説明したとおりの内容でございまして、23年漁期のサバ類の全体のTAC71万トンを、先ほど言いました三重県、宮崎県の1,000トン、6,000トンを加えま

して71万7,000トンにするということでございます。

なお、TACに対するABCの再評価につきましては72万7,000トンとなっております、TACはABCの範囲内となっております。

23年漁期のサバ類TACの期中改定につきましては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

漁場形成の偏りに対応するというので、三重県1,000トン、宮崎県6,000トン、合計7,000トン増やしたいということですが、ABCの範囲内には一応収まっているといった御説明でございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたらよろしく願いいたします。

よろしいでしょうか。

では、これはお認めしてよろしいということでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

では、続きまして平成24年漁期のスケトウダラ、根室海峡の期中改定の御説明をよろしく願いいたします。

○丹羽管理課長 それでは、資料の方でございますが、資料2-3の3ページをごらんいただきたいと思っております。日本地図が載っているものでございます。

スケトウダラの根室海峡資源につきましては、2月の資源管理分科会で御説明しましたとおり、23年の漁獲実績が確定するこの5月にその実績を踏まえて設定することとしておりまして、今回お諮りするものでございます。

結果的に23年のスケトウダラの根室海峡の漁獲実績は、書いてございませんが、1万9,115トンとなったということございまして、ロシア水域とのまたがり資源である本資源につきましては、最大の来遊状況に対応できるよう、中期的管理方針に即して近年の最大漁獲量である23年漁期の漁獲量を基礎として2万トンというTACを設定したいということでございます。

その内容につきましては、資料2-3の3ページの右上の方に「オホーツク海海域」と書いてございますが、その一番下のところの根室海峡ということでございます。当初といますか、前回2月の資源管理分科会で設定しておりました1万2,000トンを、今回御説明したとおりの形で2万トンにするということでございます。その改定に基づきまして、

左側の枠内のところの全体的な TAC の数量が変更になるということでございます。なお、根室海峡の資源につきましてはすべて北海道知事管理分でございますので、大臣管理漁業等の数量に変更はないということでございます。全体として見まして、スケトウダラ全体が 24 万 1,000 トンでございます。

なお、2月の資源管理分科会でも申しましたが、オホーツク海南部のスケトウダラについて、23年漁期の漁獲実績が3万6,581トンということございました。現行は3万7,000トンということでオホーツク海のTACが設定されておりまして、今回漁獲実績はその範囲内であったということございまして、TAC改定は行わないことといたしますが、4月以降にオホーツク海の海域では好調な漁獲量が行われていると伺っておりまして、必要な場合は速やかに期中改定を行っていきたく存じております。

以上が根室海峡のスケトウダラのTACの改定についての御説明でございました。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

根室海峡のスケトウダラということで、ロシア水域とのまたがり資源で、漁獲状況を見ながらということでございます。根室海峡の北海道知事管理分1万2,000トンを2万トンに8,000トン増枠したいということですが、御意見、御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

風無委員。

○風無特別委員 北海道機船連の風無でございます。

今、管理課長の方から、根室海峡のことについての御説明のついでにオホーツク南部のことについて触れられました。昨年は約3万7,000トンの漁獲であったので、これを最大の漁獲と見て、今年も3万7,000トンのTAC設定をしたという説明でございましたけれども、昨年から私どもが主張しているように、期中に速やかなTACの見直しをしていただけなかったおかげで空白期間が約2か月生じております。この空白期間が生じたのを含めて3万7,000トンということでございますから、空白期間がなければ当然3万7,000トンは超えておるといことです。

今年の漁獲状況について簡単に説明いたしますと、今年も4月から3万7,000トンでスタートしました。4月には5,300トン漁獲しまして、前年よりも約1,100トン多くとってございます。5月についても、昨年は約1万3,000トンでしたけれども、このままでいけば5月の月末には1万3,000トンを超えるというような状況ですから、6月の漁獲の状況にもよりますけれども、このままであればまた7、8月に空白を生んでしまうのではない

かなと思っておりますので、是非とも6月の末辺りにきちんとした数量を把握をしていただいて、7、8、9月辺りまでの操業の空白のないようにひとつお願いいたしたいと思っております。

この夏の期間は、北海道の日本海、太平洋の沖底船はすべて休業に入っておりまして、このように操業しているのはオホーツクの沖底だけでございます。したがって、北海道の各加工場はオホーツク海の沖底の漁獲について大変注目をしておりまして、また依存もしているわけで、いろいろな影響が大きいこととなりますので、是非とも今年については操業の空白期間を生じないようにお願いいたしたいと思っております。

以上です。

○山川分科会長 どうもありがとうございます。

この問題につきましてはこれまで御意見をいただいていたことではございますけれども、何か事務局の方からありますでしょうか。

○丹羽管理課長 今、既に御説明したとおりでございますが、必要に応じて速やかにそういった対応をとっていきたくと考えている次第でございます。

○山川分科会長 よろしゅうございますでしょうか。

ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

よろしいですか。

では、この件につきましてはこのままお認めするというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、お認めいただいたということにさせていただきます。

続きまして、平成24年漁期の新たなTAC設定、3魚種でございますけれども、魚種ごとに事務局から御説明をよろしくお願いいたします。

○丹羽管理課長 それでは、24年漁期の新たなTAC設定案につきまして御説明させていただきます。

まず、サンマのTACということでございますが、資料は2-4をごらんいただきたいと思います。

資料2-4「24年さんま漁獲可能量(TAC)案について」というものでございますが、この中ほど上のところに書いてございますように、サンマの太平洋北西部の系群につきましては、資源状況は中位横ばいということでございます。資源の状況につきましては、昨年11月の当分科会で説明がありましたところ、今回は省略させていただきたいと存じま

す。

本資源につきましては、これまで同様の漁獲シナリオで算定した漁獲量の上限が平成 23 年で大きく減少したということで、「ABC limit」と書いてあるところの数量が 42 万 3,000 でございますが、直近の評価では一転して急激な増加、黄色い部分でございます、103 万 5,000 トンとなっております。

TAC の数量についてでございますけれども、資源に悪影響を与えない範囲において設定するという観点から、昨年は 42 万 3,000 トンということで減少させたわけでございますが、これを平成 20 年～ 22 年漁期の水準に戻して 45 万 5,000 トンとするものでございます。

以上がサンマについての状況でございます。

続きまして、サバについての御説明をさせていただきたいと思っております。

資料 2－4 の 2 ページをごらんいただきたいと思っております。表の一番下の黄色い部分に記載してございますとおり、従来と同様の中期的管理方針に基づく漁獲シナリオで算定した漁獲量の上限はここにあります 68 万 5,000 トンということで、23 年から若干減少しているということでございます。TAC は、したがってこれと同量の 68 万 5,000 トンとしたいということでございます。

なお、ABC の数字自体、再評価後に大きく変動することがございます。今回の資料で、例えばサバについて、一番下の計のところですが、平成 23 年当初の数字が 71 万 4,000 トンであった、それから、先ほどお話ししましたように、23 年漁期の ABC について 72 万 7,000 トンであったというのが再評価で出ておまして、その部分につきましては括弧として記載をさせていただいているということでございまして、その点をつけ加えさせていただきます。

以上がサバについての状況でございます。

それから、ズワイガニの漁獲可能量でございます。

資料 2－4 の 4 ページをごらんいただきたいと思っております。これも黄色い部分に平成 24 年の中期的管理方針に基づく漁獲シナリオで算定した漁獲量の増減を載せております。見ていただきますとわかりますように、西部日本海（A 海域）というところでございますが、これは平成 23 年 5,000 トンから平成 24 年 4,300 トンということで、若干減少しているということでございますが、次の北部日本海（B 海域）、太平洋北部につきましては、420 トンが 480 トン、424 トンが 558 トンと増加をしているということでございます。したが

いまして、今回の TAC につきまして、今、言いました 3 系群につきましては、右側の黄色いところにございますように、そのシナリオをそれぞれ採用しまして、A 海域 4,300 トン、B 海域 480 トン、太平洋北部 558 トンとした次第でございます。また、オホーツク海系群につきましてはロシアとのまたがり資源であることを踏まえて、近年の最大漁獲量をベースとして、これまで同様の 1,000 トンの TAC としております。また、北海道西部系群につきましては情報が限られ、定量的な評価が困難であるということをご踏まえまして、昨年と同じく TAC43 トンということとしております。

なお、先ほど 1,000 トンと申しましたオホーツク海系群につきましては、近年 TAC と漁獲実績との乖離が大きくなっているということ、また 2 月の資源管理分科会において関係国間の情報収集等を行って考慮すべきというような御意見が委員からもありましたことを踏まえまして、今後ロシア等からの情報収集に努め、次回以降の TAC 設定の際に考慮していきたいと考えております。

新しい TAC 設定につきましては以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

サンマ、サバ類、ズワイガニということで、サンマが 45 万 5,000 トン、サバが 68 万 5,000 トン、ズワイガニが 6,381 トンという御提案でございますけれども、順番にサンマ、サバ、ズワイガニと 1 つずつ御意見等を賜ればと思います。

まず、サンマにつきまして御意見、御質問等をよろしくお願ひいたします。

佐藤委員。

○佐藤委員 それでは、サンマの件ですけれども、資料 2-4 のところで「中期的管理方針」の一番頭のところに「漁獲量の増大により漁獲金額が減少する傾向に留意し」とわざわざ明記されておられるということは、やはりサンマのとり過ぎが懸念されるからと私は勝手に思ったりしているのですが、実際の漁獲量も資料 4 の実績を見ますと、サンマが 20 万 5,000 トンという数値でございます。TAC 設定値よりもかなり低いわけですが、そういうことも見てみて 24 年の TAC の設定量は 23 年と同じように 42 万 3,000 トンの同量にとりあえず設定しておいて、市場の動向を見ながら変更していてもよいのかなと思ったりもするのですけれども、その辺はいかがでございますか。

○山川分科会長 これにつきましては事務局、よろしくお願ひいたします。

○熊谷資源管理推進室長 TAC はできるだけ漁期当初に設定いたしまして、それをどうするかということを考える、できるだけ安定的に設定するというを基本にさせていた

だいております。

実は平成 20 年に、今回と同じような状況でございますが、104 万トンというような ABC が設定された。そのときに実は 45 万 5,000 トンということでございました。これはできるだけやはり今ある資源を有効に使おうということ、それから、当時養殖業界の方からのいろいろな利用を進めるべきではないかというような意見を踏まえまして 45 万 5,000 トンと設定させていただいたというのがございました。実はこのとき過去最大の漁獲量ということで 35 万トンという数字がございました。

それ以降、21 年漁獲実績約 32 万トン、22 年、23 年と若干漁獲状況がよくなかったということで 20 万トン程度ということでございますが、今回はあくまでも 20、21、22 当時の考え方に戻りまして、ABC が非常に高い水準にあるということを踏まえまして、こういう数字にした。できるだけ資源を有効に使っていただきたいという思いもありまして、こういうことで設定させていただきたいというものでございます。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかにサンマにつきまして。八木田委員。

○八木田特別委員 全さんまの八木田です。

TAC の数量ではなくて、系群のものの考え方について発言したいのですが、今、サンマの場合、系群が太平洋北西部ということで、資料 2-5 の 1 ページの資料を見ている、西経 165 度までですか、ここまです踏まえて太平洋北西部ということで取り扱っていると思うのです。今、北太平洋公海漁業保存管理条約で 7 か国で合意されましたということで、サンマもその管理魚種に指定されたということで、今後資源の動向が世界的に各国ものすごく注目されてくるとなると、人口の増加に伴ってこの資源がねらわれてくる資源なのか、また重要になってくる資源なのかと思っています。

そういった中で我が国として日本 200 海里に回遊してくるサンマ、この部分を踏まえて系群を 1 つ設けるべきではないかなと思うのです。というのは、今の大きっぱとか、大き過ぎる、広過ぎる太平洋北西部での資源量の評価でやってしまいますと、その中で西寄りの、自分たちの考えとしてはせいぜい 170 度以西の資源が日本の近海というか、200 海里に回遊してくる資源量ではないのかなという思いがありまして、そうしたときにそれ以上の東の方の部分の資源量もここで大きく出してしまいますと、これは世界的にも公表される数字ですので、将来的にこれだけあるのですからということで、今後の条約等々の管理の中で日本に優位に働かないのかなという思いがあります。

その中で全体的に豊富であっても、日本 200 海里に来る資源量がいなければ、私どもの小さな船では到底とることができなくなりますので死活問題になるということで、今、170～180 隻で操業していますけれども、これらのほとんどの船が操業できなくなる。漁船と地域経済を含めて壊滅的なダメージにつながるのではないかと業界内部でものすごく危惧しています。そういったところで系群の細分化を考えていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○山川分科会長 水産庁、何かございますでしょうか。

○内海漁場資源課長 漁場資源課長です。

今、御指摘いただきましたサンマの系群としてどういうところまでとらえて、それでもって資源量推定を行うかということですが、基本的にはサンマはずっと太平洋の北部に大きく分布してしまっていて、ただまさに八木田委員がおっしゃるように、そのすべてが日本の漁獲につながらぬだろうということで、資源量推定では西経 165 度以東、西経 165 度から東側の資源は考慮に入れないということで一応積算をしております。

それから、まさにおっしゃるように、この大きな系群の中でも、公海から日本の EEZ の中に入って漁獲対象になる資源、去年かなり資源が東に寄ったがゆえに漁獲が伸びなかったというようなことがあった。その中でどの程度の部分が日本の漁獲につながっていくのかということとは、多分今後少し調査をしっかりとしながら、知見をためていかなければならぬかなと思っています。

北太平洋の条約ができて、サンマ資源に対して各国の思惑がどういうふうに出てくるか、それに対しての資源評価をどういうふうにして、そこで日本の TAC 管理の数量との兼ね合いをどうするかというお話ですけれども、まさにいろいろ言われるような各国の思惑等々もそれぞれあるでしょうから、その部分については少し水産庁内部でも国際課等とお話をしながら、どういう形で資源量の評価をして、それがうまい管理につながる、また全体的な、インターナショナルな資源管理にどうつながるかということも頭に入れながら数字の公表は今後考えていきたいなと思います。

○山川分科会長 御検討いただくということでよろしいでしょうか。

ほかにサンマにつきまして御意見、御質問等がありましたらよろしくお願ひいたします。
よろしいですか。

では、サンマにつきましてこの数字をお認めしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、サバ類の TAC でございますけれども、御意見、御質問をよろしく願います。

野村委員。

○野村特別委員 日本遠洋旋網の野村でございます。

東シナ海から日本海に及ぶサバの資源に関しましては、韓国、中国漁船にも大層とられております。関係国との資源管理の話は前々から必要ではないかと思っておりました。さきの日中の政府間交渉で、虎網漁業を初めとする中国漁船の漁獲圧力が近年急速に高まっているということで、初めて虎網ということを公式の場で記載していただきまして、本当にありがとうございました。ただ、今後これが実効を上げていくために長い期間がかかると思いますけれども、着実に前進、前向きに行っていただきたいと思っております。

それから、我が国周辺の資源管理の推進は先ほど申しましたように大切なことではございますけれども、この海域におきましては無秩序な外国漁船も同じ資源を漁獲しております。したがって、このような国際的な水域である東シナ海、日本海というのは国益のために有効利用し、それから、資源を確保するという意味でも大臣管理とか、知事管理とか、そういう枠を超えて、TAC の運用を検討していただきたいと思っております。

以上でございます。

○山川分科会長 韓国、中国との関係についての御意見でございましたけれども、何か事務局、ございますでしょうか。

○熊谷資源管理推進室長 今、野村委員がおっしゃられたように、虎網問題はさまざまなところからありまして、特に今回の資源評価の中でもやはりこういった漁獲量をどう資源評価に反映させるかということは非常に重要な課題でございます。ただ、韓国については一定のデータがそろいますが、中国については実はデータがないという中で、今後どうやってそのデータを収集し、資源評価の中に、また資源評価の中には漁獲実績に応じまして日本水域の分を計算します。これがどういう影響を及ぼすかということはまず情報を収集した上で、また今後の検討課題ということだと考えています。

また、先ほどございました知事管理と大臣管理ということでございますが、現在の仕組み上、そのところを融通というのはなかなかできかねるという問題がございますが、そういう問題ができるだけ生じないように TAC 設定の段階においてこういったことができるかということについては今後の検討課題だと考えております。その辺は御理解いただ

きたいと思います。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 茨城県旋の鈴木です。

サバの資源のことなのですが、研究者の皆様は港に揚がったサバの数量を大分重要視なさっているのだと思います。ここでこう言うのも何ですが、御存じのように我々のところは今、福島の第一原発の事故で大変に苦慮しております。現実申し上げますと、我々北部太平洋まき網は現在福島県沖、茨城県北部、宮城県南部、いわゆる福島を中心とした前後を禁漁、自ら自粛海域としております。これは買い受け人の皆様とも相談をしております、この前も千葉県沖でかなりの大群を見たのですが、すぐ茨城県北部の方へ入りましたもので、追いかけていけないというよりもとれないということで、それから、それを越えて今度岩手の方までは探しに行けないということでもあります。ですから、春の状態では北上していきますから、そこで途切れてしまう。今度秋になりますと、真っすぐ北海道の方から回ってくる、あるいは津軽海峡を越えてくるものに対しては八戸沖辺りで漁場を形成してとりますが、これも岩手より南、宮城に来るともうバンザイしなければならないということで、いつまで原発の問題が影響するのかわかりませんが、しばらくの間は漁獲が非常に下がるということがあると思います。そのときにやはりそれは魚がいなかったのではなくて、そういうとんでもないことでとれないのだということを入れていただきまして、今日現在のこの数量の決め方どうのこうのではなくて、そういうところがいつ収まるかわかりませんが、収まって我々が操業できるようになってとれ出したら、またよろしく願いいたしたいと思います。非常に残念なことなのですが、現在の北部太平洋海域のまき網は、イワシにしても、今、言ったサバにしても、アジにしても、そういう状態に置かれているということを入れておいていただきたいと思います。

○山川分科会長 ありがとうございました。

これは内海課長、何かございますでしょうか。

○内海漁場資源課長 委員おっしゃるように、震災の影響で漁獲の姿が通常とかなり変わっているというのはおっしゃるとおりだと思います。かねてから言われていますように、資源評価においてそれぞれ漁業者の方の漁獲データは非常に重要な、基本をなすようなデータではあるのですが、その部分が震災の影響でやはりゆがんできている、十分その現実を反映していないということについては、評価をやっていただいている水研セン

ターの方にもよく考えるようにということでお願いをしてあります。これからまた資源評価の作業をずっと続けていく過程の中で、いろいろな形で皆さんと意見交換をするときもあると思いますので、その時点でやはりしっかり説明をして、もしその点で疑問があれば、あるいは現場の肌合いと少し違うということがあれば、その時点でまた指摘していただければ、そこをうまくチューニングして正しい資源評価につながるように対応していきたいと考えますので、よろしく申し上げます。

○山川分科会長 では、よろしく願いいたします。

ほかにサバ類につきまして御意見、御質問等はございますでしょうか。

では、サバ類につきましてこの数字をお認めしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。

続きまして、ズワイガニですけれども、御意見、御質問等をよろしく願いいたします。

よろしいですか。

では、特に御意見等ございませんようでしたら、このままお認めするというようにさせていただきますかと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

続きまして、スケトウダラの太平洋系群の先行利用の件ですけれども、前回の資源管理分科会の議論を受けまして、事務局から北海道側と更に御議論を進めていただいた結果につきまして御説明をよろしく願いいたします。

○丹羽管理課長 それでは、今、分科会長からありましたように、24年漁期のスケトウダラ TAC に関する事項としまして、先行利用について御説明をさせていただきます。

2月の資源管理分科会では、北海道庁、南かやべ漁協の鎌田組合長から、昨年漁期の漁獲状況や現場の抱える課題、先行利用枠の早期設定について意見陳述がございまして、その後皆様に御議論をいただきました。当日の御議論、更にはその後の事務局として北海道庁や現場関係者との意見交換を実施して、本件につきましては次のような考え方で対応させていただきたいと考えております。

すなわち北海道沿岸漁業者の意見につきましては、太平洋のスケトウダラの話でございますが、TAC が依然として不足しているという認識に変わりはなく、適切な資源評価を行い、時機を逸することなく期中改定や先行利用を行うことについて改めて要請を受けて

おります。ただし、漁業者は総じて先行利用枠はあくまでも次の漁期の TAC を先食いするというような考えでございますので、その点慎重に取扱いを考える必要があるとしておりまして、今後北海道庁は各浜との間で先行利用枠の活用も含めて TAC の合理的な利用について議論を深めるということをごさいますして、事務局としてはまずその推移を見きわめたいと考えている次第でございます。

一方、さきの資源管理分科会において御意見がございましたとおり、先行利用枠につきましては、漁期当初など、直近の状況を踏まえて臨時的な資源評価を行い、TAC の見直しを行う新たな枠組みができるまでの応急的な措置だということシステムが導入されたという経緯についても事務局として留意をする必要があると考えております。したがって、本件につきましてはまず北海道内での議論の推移を踏まえて、その後時期を見まして資源管理分科会で先行利用の設定に関する議論を今後お願いしたいと考えておりますけれども、その時機を逸することのないように適切に対処したいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

今の件につきまして、何か御質問等がありますでしょうか。

北海道の中で御議論いただくのを見守りながら検討していくということで、よろしく願いいたします。

では、ほかに御発言がなければ、諮問第 218 号につきましては原案どおり承認をさせていただきますということで処理させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に諮問第 219 号ですけれども、「指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令」につきまして、事務局から資料の御説明をよろしく願いいたします。

○長谷漁業調整課長 漁業調整課長の長谷でございます。

お手元の資料 3 に基づき説明させていただきますが、まず諮問文を読み上げさせていただきます。

24 水管第 569 号

平成 24 年 5 月 31 日

水産政策審議会

会長 山下 東子 殿

農林水産大臣臨時代理

国务大臣 前田 武志

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締り
に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第 219 号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 65 条第 6 項及び水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）第 4 条第 6 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

今回の指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部改正の内容ですけれども、2 枚目に説明がございますので、それをごらんください。

カツオ・マグロ類については、混獲魚種を含め、大西洋まぐろ類保存国際委員会や中西部太平洋まぐろ類委員会等の地域漁業管理機関にて、資源の保存管理に必要な管理措置を決め、締約国は義務的措置に関しては法令担保を行わなければなりません。我が国ではこれを漁業関係法令により措置しているところです。

また、管理措置のうち、水産動物の採捕の制限や禁止、操業区域・期間の制限や禁止については、対象漁業に応じて指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第 17 条及び別表第 2、あるいは特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第 21 条及び別表第 4 に基づき法令上の担保を行っております。

今般、平成 23 年 11 月に開催された大西洋まぐろ類保存国際委員会の年次会合におきまして、大西洋におけるクロトガリザメの採捕禁止を内容とする管理措置が義務的措置として採択され、我が国では遠洋カツオ・マグロ漁業が対象となることから、指定漁業の方の省令の別表第 2 を改正するものです。

また、今年の 3 月に開催された中西部太平洋まぐろ類委員会年次会合において、中西部太平洋におけるヨゴレというサメの採捕禁止を内容とする管理措置が義務的措置として採択され、これについては我が国では遠洋カツオ・マグロ漁業、近海カツオ・マグロ漁業、沿岸マグロはえ縄漁業が対象漁業となることから、指定漁業の許可及び取締り等に関する

省令別表第2と、特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令別表第4を改正するものでございます。

今回規制を導入する大西洋のクロトガリザメも中西部太平洋のヨゴレもそれぞれカツオ・マグロ漁業の際の混獲魚種でありますので、今回の規制が漁業経営に与える影響は大きなものではないと考えておりますし、今回の改正については関係団体からも了解を得ているところでございます。

なお、大西洋まぐろ類保存委員会で採択された措置は本年6月7日に、中西部太平洋まぐろ類委員会で採択された措置は25年、来年の1月1日に効力が発生することを踏まえて、施行日はそれぞれ、クロトガリザメに係る改正については平成24年6月7日、ヨゴレに係る改正については平成25年1月1日を予定しております。

以上でございます。

○山川分科会長 ありがとうございます。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等、よろしく願います。

高橋委員。

○高橋特別委員 (2)のヨゴレの方なのですが、これは前回のCITESのサメ類の主要議題の1つだったと思うのですが、投票で否決をされた記憶を私は持っているのです。15回のCITESです。大西洋のクロマグロと一緒にサメ類が何種類か論議をされまして、その中でヨゴレザメについても投票の結果、否決をされたという理解でいるのですが、今回WCPFCの会議の中で採択をされたということでございますけれども、採択に至った経緯はどういうふうな状況だったのか、教えていただければと思います。

○山川分科会長 よろしく願います。

○長谷漁業調整課長 高橋委員が言われるように、サメについての管理を進めていこうという動きがじわじわと広がっている。ヨゴレについては最近も別の水域で規制をお諮りしたわけですが、そういうことで広がっていると。今回WCPFCでそのような提案があり、決まったと。先ほど申し上げましたように、ヨゴレについては我が方としても混獲魚種ということなものですから、そういう全体の大きな流れの中でこうなったということでございます。

○山川分科会長 いかがでしょうか。

○高橋特別委員 大体わかってきましたけれども、私が言いたいのは、せっかくCITESの場で、あの当時を振り返ってみますとクロマグロが主だったのですけれども、一生懸命

頑張っていたでそれを否決をした。次の CITES は今年ですか、そうですね。今年また上程をされるのかなと思って、皆さんで1つでも崩されないような形で頑張っていたければなというような思いを持っておりました。今、言われるように、実際余り大きな影響はないという話も聞いておりますし、混獲だということですから、その辺は重々理解もできますけれども、ただ1つのものが、せっかく頑張ったものが崩されるというのがどうなのだろうという思いがありましたので、質問をいたしてみました。そういうことで内容的にはわかりました。

○長谷漁業調整課長 CITES と漁業管理機関との関係でいえば、CITES はおっしゃられたようなことだったわけですが、そのときの話としては、混獲なのですから、こういう漁業対象種については漁業管理機関でしっかり管理していくからということで、クロマグロもそういう議論でやっていました。逆に言うと、必要なものは管理機関のところまでこういう形で手当てしているのだということなので、それとも整合性をとった形での対応だとは思っているのですけれども、いずれにしても漁業への影響をちゃんと考えながら今後も対応していきたいと思っております。

○山川分科会長 ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

では、御意見等ございませんでしたら、諮問第 219 号につきましては原案どおり承認をしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○山川分科会長 では、そのようにさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは、諮問第 218 号、諮問第 219 号につきまして、答申書を確認のために読み上げさせていただきますとともに、この答申書を香川審議官にお渡しさせていただきます。

答申書

24 水 審 第 9 号

平成 24 年 5 月 31 日

農林水産大臣臨時代理

国務大臣 前田 武志 殿

水産政策審議会

会長 山下 東子

平成 24 年 5 月 31 日に開催された水産政策審議会第 57 回資源管理分科会におけ

る審議の結果、諮問のあった下記事項については、諮問のとおり実施することが適当であると認める。

記

諮問第 218 号 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第 3 条第 7 項の規定に基づく基本計画の検討等について

諮問第 219 号 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令及び特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令の一部を改正する省令について

(山川分科会長から香川水産庁審議官へ答申書手交)

○山川分科会長 では、続きまして報告事項に入ります。「第 1 種特定海洋生物資源の採捕数量について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○熊谷資源管理推進室長 それでは、資料 4 の方をごらんいただきたいと思います。

TAC 魚種の採捕数量でございます。

サンマにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、去年は 20 万 5,000 トンと、一昨年の 19 万 2,000 トンに引き続き漁獲については伸び悩んだということでございます。

スケトウダラにつきましては、これにつきましては消化率が前年よりも若干落ちてきているということでございます。この背景としましては、TAC をオホーツク海等で設定していただきましたが、TAC 設定の時期等の問題もございまして消化が伸び悩んだということ、それから、知事管理漁業でしけ等で消化が伸び悩んだということがこの背景にあると考えております。

マアジにつきましては消化率が前年の 11 % から 19 % で、この 3 か月で昨年よりも伸びているということでございます。背景としましては、漁獲状況が好調な中で漁獲可能量が前年より減っているということではないかと考えています。

マイワシにつきましては、前年より若干消化率が落ちているということでございます。

一方、マサバ・ゴマサバにつきましては、先ほど委員の方から御意見があったように、東日本大震災といったことも影響したこともあると思いますが、消化率が前年同期よりも大幅に下がっているということでございます。

スルメイカにつきましてはまだ漁期が始まったばかりでございますので、ごらんのようなことでございます。

ズワイガニにつきましては、前年より若干消化率実績が伸びたのでございますが、ほぼ

例年水準ということだと考えております。

以上でございます。

○山川分科会長 どうもありがとうございました。

採捕実績ということですが、御質問はございますでしょうか。

東村委員。

○東村委員 福井県立大学の東村でございます。

前にも御質問させていただいたことがあるかと思うのですが、一般に消化率がかなり低いように見受けられるのです。私が見ているカナダとかアラスカなどの TAC で管理しているところを見ると、ほぼ 100 % くらいの TAC の消化率になっているのですが、日本はこんなに低いというのは、以前スルメイカについて御質問したときは、そのときは燃料代が非常に高く、行けば行くほど損になるというような御回答をいただきまして、なるほどということではございましたけれども、今、拝見して見ましたら、スケトウダラくらいが普通で、ほかは随分低いように見受けられるのですけれども、これは何か TAC が高過ぎるとか、そういうことはないのでしょうかという質問です。よろしくお願いいたします。

○山川分科会長 事務局、よろしくお願いいたします。

○熊谷資源管理推進室長 1 点目、実はこれは漁期の問題がございまして、例えばですが、マアジ 19 % となっておりますが、これは 24 年 1 月～12 月のうち、1 月～3 月までの消化率ということではございまして、今、特に低いものはマアジ、マイワシ、スルメイカは 1 月からのものですので、特にそういった傾向が出てきているということではないかと思っております。

それから、ほかの魚種につきましても、サンマが若干低いということはあるかと思いますが、こういったものも昨漁期やはり若干東日本大震災の漁船の影響等も、それから、漁場形成が特に浮魚類の場合については大きく影響しているのではないかと思っております。

それから、マサバ・ゴマサバはまさに東日本大震災の影響もありまして、前年から大きく下がっていると考えております。

○東村委員 しつこく申し訳ありませんけれども、例えばズワイガニ、私は福井の方におりますので、福井の話聞いておると、毎年、知事許可分とか大臣許可分に関しても低いと漁業者の方は漁期が始まる前にはおっしゃるのですけれども、最終的に消化率を見

ると、決してそんなに消化できていないということです。TACが高ければ高いほど一般に漁業者の方はうれしいことではあるし、下がると、自分たちがこれまでの実績で決してとっていない量であっても、下がったことに対して不満というか、そういうことがあるのですけれども、全体を見ると62%、65%ということなので、TACがまだ高いのかなという気がしたのです。どうですか、ズワイガニについて教えていただくと。ズワイガニというのは漁場形成とか東日本大震災ではちょっと説明できないのかなと思いましたので、改めて質問させていただきました。

○熊谷資源管理推進室長 わかりました。

実はズワイガニの中で一番消化が進んでおりませんが、海域的にいいますと、先ほど申し上げたオホーツク海でございます。多分風無さんが一番御存じだと思いますが、昨漁期も非常にスケトウダラが好調だという中で、必ずしもズワイの値段がしないということなので、積極的にとりに行かなかったということが私はその背景にあるのではないかと思います。

先ほどそういった面で申し上げましたように、少しオホーツク海に関しましては漁獲実績とTACの間の乖離が大きくなっていることをどうとらえて、ここはしっかり考えていく必要があるなと思っております。

それから、最近やはり経済情勢等から、こういったズワイガニは高いと思われませんが、特に漁期の終わりになりますと非常に値段が下がってくるということを先ほど米田委員の方からも伺ったのですが、そういったことからほかの魚種に緊急的に切りかえることを早めているというようなことも要因としてあると伺っております。そういったさまざまな要因の中でこういった消化率となっております。

ただ、もう一点、特にこのズワイガニにつきましては、知事管理分も含みまして非常に細かく海域ごと、県ごとに割り振りをさせていただいていますので、その中ではかなりタイトな操業になるというケースもございます。そういったことを総合的に見て、必ずしも65が低いかというと、今のそういった状況ならばある程度の消化はいつていると私どもは考えているところでございます。

○東村委員 大変詳しく説明していただきまして、どうもありがとうございました。かなりというか、十分納得させていただきました。どうもありがとうございました。

○山川分科会長 ほかに。佐藤委員。

○佐藤委員 恐れ入ります。東村委員の補足というか、関連質問なのですが、今、課長さ

んから御説明いただいた漁獲可能量、採捕数量、これは例えばサンマとか、マサバ・ゴマサバはいわゆる今年の6月まであと3か月間の分の実績をここに足したとしても、今、私の推測ですが、大体60%くらいの達成率かなと。そういうふう考えた場合、やはり実績とTACとの差が普通に見ると幅があり過ぎているのではないかなと思ったりするのですが、例えば過去の数字を見ても、達成率は6割～8割くらいのもものが大体一般でございましたのでしょうか。その辺をお聞かせいただけますか。

○熊谷資源管理推進室長 先ほどサンマについて申し上げましたが、実は20年が45万5,000トンというときに35万3,000トンでございますので、約8割強ということでございます。決して低い水準ではないのかなと思っています。

もう一点、サバにつきましても過去には可能量をほぼとり尽くしたというような事例もございますので、やはりさまざまな要因があると考えております。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

ほかに今の採捕数量で。野村委員。

○野村特別委員 前回のアジの2月のTACの会議の中でも発言させていただいたのですが、大中小型まき網のアジのTAC消化率はここ数年大変高い値を出しております。去年は98%で、アジの専獲をやめたこともありました。そういった中で今年も、この速報値に見られるように昨年よりもこれだけとれているわけです。我々の5月28日現在の組合の資料でも、東シナ海、日本海は去年よりも増えております。

そういった中でこの前行政の方と水研の方と漁業者で初めてそういう現状の話をさせていただいたのですが、将来の資源量を予測するということは大変難しいと思います。しかし、我々漁業者のそういう思いというか、現状、状況を酌んでいただいて、早目早目にまた会議を開いていただいて、TACの見直しをしていただきたい、そういうふうに思っております。

以上です。

○山川分科会長 これにつきましては御意見をいただいたということでよろしいでしょうか。

では、そういったことで対応いただくということでよろしく願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

では、特にございませんでしたら、この報告事項につきましてはこれで議論を終了したいと思っております。

続きまして、その他のところですけれども、何か委員の方からございますでしょうか。

高橋委員。

○高橋特別委員 5月12日南アフリカのケープタウンで日本の遠洋トロール漁船が座礁したという報道が当初なされまして、最終的に実態的には遠洋マグロ漁船、船名は栄発丸という船が座礁したということでした。報道によればということでは聞いていただければ結構ですけれども、これが実は日本人船員が1人も乗っておりませんでした。28名ですけれども、乗組員はすべて台湾人だったということで、船籍は当然日本国籍の遠洋マグロ漁船です。それがもし本当だということになりますと、当然日本の船員法なり、船舶職員法なり、すべからず法令違反という形になるかと思えます。

今日、本会議に来る前に、海外漁業労使協議会の方に行って内容を若干聞いてまいりました。いわゆる台湾資本と言われる外国資本が流入していると思われる船の1隻だということで、やはり同じような類似をした船が二十数隻あるだろう、存在しているであろうということでした。

この件についてもかなり前から水産庁とも、国交省ともいろいろ話もしてきたのですが、なかなか実態がとらえにくいということもあって苦慮しているというのが実態でございます。特にケープタウンの沖合は、皆さん御承知のとおり、自然環境的にはペンギンがいたり、きれいな海岸線があるというようなところでございますので、万が一ここで油の流出事故を起こすというようなことにでもなれば、当然国際的にも非難をされるであろうし、自然環境の破壊という形の中で遠洋マグロ自体にもかなり大きな影響が出てくることも懸念をされるという状況にあります。

もしこれらの内容が、私が言っていることが正しいのであれば、今回の一斉更新に当たってこれらの船に許可証を発行するのか、もしするのであれば、法令の遵守担保をどのような話し合いをし、どのような形で許可を与えていくのか、その辺をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○山川分科会長 ありがとうございます。

水産庁、コメントをよろしくお願いたします。

○長谷漁業調整課長 今回の件については南アでの事件ということなものですから、我々も現状で報道されているような情報以上のものをそんなに持っているわけではないのですが、この事柄として、言われるように船舶職員法であったり船員法の労働関係法令の

話ですので、その調査なり、捜査なりが今後行われると思います。これは漁業関係法令と労働関係法令の並びになっておりますけれども、処分が確定した段階で処分内容に応じてそれが許可の方に反映されるということでありまして、今の段階ではまだ報道を聞いているというくらいの状況であります。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

○高橋特別委員 善処方、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○山川分科会長 ほかにその他ございましたら、よろしくお願ひします。ございませんか。

では、次回の資源管理分科会の日程につきましてですけれども、事務局から現時点の見通しの御説明をよろしくお願ひいたします。

○丹羽管理課長 次回の関係でございますけれども、先ほども発言いたしました、オホーツク海のスケトウダラなどの来遊状況とか、7月以降に行われますTAC魚種の資源再評価結果を踏まえまして、時機を逸することなくTACの期中改定を行う必要があるという認識でございます、今、確定的な話ではございませんが、早ければ7月末にも分科会を開催する必要があるということでございます。いずれにしましても後日事務局から日程調整させていただきたいと考えておりますので、委員の方々、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○山川分科会長 よろしいでしょうか。

以上で本日予定しておりました議事については終了いたしました。

これもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。